第一条第一項中「第十七条第八項」を「第十七条第七項」に改める。
第六条中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に改める。
第七条中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
第五号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
（自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則の一部改正）
第三十七条　自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則（昭和二十七年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
（運輸審議会一般規則の一部改正）
第三十八条　運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二条中「外」を「ほか」に、「運輸省に」を「国土交通省に」に改める。
第五条第一項中「運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号。以下「法」という。）第十六条」を「国土交通省設置法（平成十一年法律第百号。以下「法」という。）第二十三条」に改め、同条第二項を削る。
第七条の三中「政令第三百一号」の下に「。以下「令」という。」を加える。
第十五条第一項中「第七条第一項」を「第十五条第四項」に改める。
第十七条中「第五条第一項」を「第五条」に、「前条第三項」を「同条第三項」に、「前条第一項の規定による告示」を「同条第一項の規定による告示」に改める。
第十九条第一項中「第十六条」を「第二十三条」に、「申請が」を「請求が」に、「並びに法第十七条及び運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）第二条第二項」を「及び法第二十四条」に改める。
第二十二条第二項中「第五条第二項に規定する者」を「令第五条の規定により報告書を提示される者」に、「但し」を「ただし」に、「法第十六条の四但書」を「令第五条ただし書」に改める。
第二十三条中「法第十八条第一項」を「令第八条第一項」に、「写」を「写し」に改める。
第二十四条の見出しを「（誤りの申立て）」に改め、同条第一項中「法第十六条の五」を「令第六条」に、「誤」を「誤り」に、「申立」を「申立て」に改める。
第二十五条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「申立」を「申立て」に、「第五条第二項に規定する者」を「令第五条の規定により報告書を提示される者」に改める。
第三十一条第二項中「同項中」を「第十六条第三項中」に、「「前項」を「第三十一条第一項」に改める。
第五十条中「第十七条第一項第一号」を「第二十四条第一項第一号」に改める。
第五十一条及び第五十二条中「運輸省の」を「国土交通省の」に改める。
第五十三条中「第五条第一項第一号」を「第五条第一号」に改める。
第五十七条中「法第十六条の六」を「令第七条」に改める。
第五十八条中「運輸省内」を「国土交通省内」に改める。
（内航海運業法施行規則の一部改正）
第三十九条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十九条第一項中「地方運輸局又は海運監理部の」を削る。
第七号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
（空港管理規則の一部改正）
第四十条　空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
（航空法施行規則の一部改正）
第四十一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省航空大学校」を「国土交通省航空大学校」に、「運輸省」を「国土交通省」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改める。
別表第二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省」を「国土交通省」に改める。
別表第五中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第三号様式中「運輸省」を「国土交通省」に、「Ministry of Transport」を「Ministry of Land, Infrastructure and Transport」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。
第四号様式、第七号様式及び第七号の二様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第七号の三様式中「運輸省」を「国土交通省」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第八号様式中「運輸省」を「国土交通省」に、「Ministry of Transport」を「Ministry of Land, Infrastructure and Transport」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第八号の二様式から第九号様式まで中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十号様式中「運輸省」を「国土交通省」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十一号様式及び第十一号の二様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十一号の三様式中「運輸省」を「国土交通省」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十一号の四様式から第十三号様式まで中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十四号様式中「運輸省」を「国土交通省」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十五号様式、第十六号様式から第十六号の五様式まで及び第十九号の四様式から第十九号の七様式まで中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。
第二十二号様式から第二十三号の二様式まで中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十四号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。
第二十四号の二様式、第二十四号の三様式及び第二十六号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十七号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。
第二十七号の二様式及び第二十七号の三様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十八号様式から第二十八号の三様式まで中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十八号の四様式中「運輸省」を「国土交通省」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十九号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。
第二十九号の二様式及び第二十九号の三様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第三十号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister of Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。
第三十一号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
附属書第一及び附属書第三中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
（離島航路整備法施行規則の一部改正）
第四十二条　離島航路整備法施行規則（昭和二十七年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。
別記様式中「運輸省印」を「国土交通大臣（海運管理部長）印」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。